

## 令和3年度補助金等評価表

## 1補助金の概要

補助金名称	やさしさ住宅補助金											
補助金の性格	団体・個人への事業費補助					始期	H13		終期	-		
予算事業名	高齢化対応住宅普及促進費					(事業コード)		082209				
所管部署	建築部			建築総務課			係	電話番号	内線 5741			
交付先(団体,個人等)	個人等(市税の滞納のない者)											
交付目的	(対象) 誰,何に対して	満60歳以上の市民が居住する住宅において,バリアフリー化工事を行う者又はマンション管理組合										
	(意図) どういう状態にしたい	高齢者が安全に安心して暮らせる住まいづくりが実現した状態										
対象事業等の内容	①住戸専用部分 :満60歳以上の市民が居住する住宅において,バリアフリー化工事を行う場合に改修費用の一部を補助する。 ②マンション共用部分:満60歳以上の市民が1人以上居住する分譲マンションにおいて,共用部分のバリアフリー化工事を行う場合に改修費用の一部を補助する。											
積算方法	①住戸専用部分 :補助の対象となる工事費が30万円以上になるものに対し,対象工事費の3分の1を補助する。(一律10万円) ②マンション共用部分:補助の対象となる工事費が30万円以上になるものに対し,対象工事費の3分の1を補助する。(上限額50万円)											
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助金交付件数					② 補助金交付総額						
	単位:件	H28	H29	H30	R01	R02	単位:千円	H28	H29	H30	R01	R02
		245	67	61	76	51		35,981	9,916	8,967	8,400	5,500
成果指標と過去5年間の実績	① 高齢者設備等を有する住宅の増加数					② 工事費総額						
	単位:件	H28	H29	H30	R01	R02	単位:千円	H28	H29	H30	R01	R02
		245	67	61	76	51		220,903	80,856	55,338	74,467	52,217

## 2収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金	9,916	8,967	8,400	5,500	6,000	
	協議会負担						
	受益者負担	70,940	46,371	66,067	46,717	12,000	
	その他						
	収入合計	80,856	55,338	74,467	52,217	18,000	
	市補助率(%)	12.3%	16.2%	11.3%	10.5%	33.3%	
支出合計	80,856	55,338	74,467	52,217	18,000		
	うち食糧費,交際費						
次年度繰越							
市負担額	一般財源	4,916	4,484	4,575	2,845	3,300	
	特定財源	5,000	4,483	3,825	2,655	2,700	
	人件費	正職員	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
		人工金額	7,205	7,282	7,369	7,366	7,466
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
	その他事務費	103	98	121	127	154	
合計	17,224	16,347	15,890	12,993	13,620		
受益対象者数	67	61	76	51	52		
補助金単位コスト(単位:円)	257,075	267,984	209,079	254,765	261,923		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営,会計処理等	◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である					
		旭川市やさしさ住宅補助金交付要綱及び旭川市やさしさ住宅補助金(マンション共用部分)交付要綱に則り適切に審査を行っている。					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外	□ 概ね合致する
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◆ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
	(3)補助率の参考基準	◇ 上記以外	□ 合致しない
		◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
	(4)見直し期間(終期設定)	◆ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	□ 合致しない
		◇ 上記以外	
		◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上	■ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外)
	(5)交付規程(支出根拠)	◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
◇ 奨励目的の補助, 終期を設定		□ 有(4年以上)	
(6)支出を証する書類の添付	◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上	□ 継続4年未満	
	◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅	■ 同一団体補助だが, 見直し設定していない	
	◇ 上記以外	□ 同一団体補助だが, 見直し設定していない	
	◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有	□ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない	
2 公益性	◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施	■ 合致する	
	◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 合致しない	
3 必要性	◆ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの)	■ 概ね合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
4 効果	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	広く一般市民を対象としており, 直接効果が行き渡っていることから, 公益性は高い。	■ 公益性が高い	
5 その他	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	急速に高齢化が進む旭川において, 住宅のバリアフリー化は喫緊の課題である。法に定める介護保険制度による対応だけでは限界があり, 要介護や要支援認定を受けていない高齢者に対しても, 介護予防の観点から住宅の改修は重要である。そのため, 本事業の必要性は高い。	■ 必要性が高い	
6 全体的評価	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	補助金交付件数が毎年50件を超える中, 利用者を対象としたアンケート調査で, 住まいにおける移動や動作が良くなったと76%が回答, 暮らしが良くなったと58%が回答していることから, 高齢者が安全に安心して暮らせる住まいづくりの確保に寄与している。	■ 効果が高い	
「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。		□ 効果が高いとは言えない	
(6)件数膨大なため, 実績報告時に写真の提出を求めることにより, 疑義あるものや写真での確認が困難なものを除き実地調査を省略している。			

4平成28年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	やさしさ住宅補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
見直し	他の住宅改修補助との整合性を図りながら, 補助金額や補助要件について再精査するとともに, 所得制限の導入について検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
平成30年度, 平成31年度	平成30年度: 補助要件について再精査を行った結果, 新たに分譲マンション分の補助を対象としたことにより, 補助金額を増とした。平成31年度: 補助限度額の見直しにより, 前年度比の補助件数を増とした。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	特になし
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	高齢者の居住する住宅をバリアフリー化することにより, 高齢者が安全に安心して暮らせる住まいを確保できる。
外部評価		
2次評価		

結果欄: 継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

## 参考資料

### 1 補助金の名称

補助金名称	やさしさ住宅補助金
-------	-----------

### 2 類似・関連事業の状況(旭川市・国・道・民間等)

事業名	住宅改修補助金	実施主体	旭川市
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる住宅 築10年以上経過した市内にある住宅。</li> <li>・申請者の条件 対象となる住宅に居住しており、市税の滞納がない者。</li> <li>・対象となる工事 住宅の省エネルギー化又は性能維持・向上させる改修を行う工事</li> <li>・補助金の額 省エネルギー化工事:補助対象工事費に3分の1を乗じた額(千円未満切捨)。上限額は10万円 性能維持・向上工事:補助対象工事費に10分の1を乗じた額(千円未満切捨)。上限額は10万円。</li> </ul>		
上記事業との統合の可能性(市単独事業の場合)		<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない
説明	-		

### 3 他市の実施状況

市の名称	事業内容・積算・対象者など
札幌市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業名 札幌市住宅エコリフォーム補助制度</li> <li>・申請者の条件 満20歳以上の個人または市内に事業所を有している法人で、いずれも市税の滞納がない者</li> <li>・対象となる工事 省エネ改修工事またはバリアフリー改修工事</li> <li>・補助金の額 総工事費10%以内で戸当たり上限50万円</li> </ul>
函館市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業名 函館市住宅リフォーム補助制度</li> <li>・申請者の条件 市内に所有、居住する住宅を改修する者で市税の滞納がない者</li> <li>・対象となる工事 断熱改修工事、バリアフリー改修工事、耐震改修工事</li> <li>・補助金の額 対象額の20%以内で上限20万円</li> </ul>

注: 他の中核市や道内主要都市における類似事業について、その内容をできるだけ2つ以上記入すること。別紙による添付可。